

警報等の発表時における登校について

県下に「暴風警報」、及び「特別警報（暴風・大雨・暴風雪・大雪、他）」が発表されました時には、登校について下記のとおり緊急措置をとりますのでお知らせいたします。

記

- 【Ⅰ】 「県内全域」、または「県内特定地域」に
「暴風警報」、及び暴風・大雨に対する「特別警報」が発表された場合。
あるいは、
「本校所在地域」に「特別警報」（暴風・大雨以外も含む）が発表された場合。
＝蒲生郡日野町

- 1, 午前7時00分までに警報が解除された時は・・・。
→ 平常通りに登校してください。
- 2, 午前7時00分に警報が解除されなかった時は・・・。
→ 自宅待機をし、警報に関する情報に留意し、解除され次第登校できるように準備してください。
- 3, 午前7時00分以降～午前10時00分の間に解除された時は・・・。
→ 速やかに準備をし、安全に心がけて登校してください。
ただし、自宅から外に出ることが危険な状態であったり、公共の交通機関などの乱れで登校できない場合は速やかに学校へ連絡してください。
- 4, 午前10時00分までに解除されなかった場合。
→ 学校は臨時休業となります。自宅学習してください。

- 【Ⅱ】 「自宅のある地域」に「特別警報」（暴風・大雨以外も含む）が発表された場合。
→ 「本校所在地域（蒲生郡日野町）」に「特別警報」が発表されていない場合は学校は平常日課になります。

- 1, 午前7時00分までに警報が解除された時は・・・。
→ 平常通りに登校してください。
- 2, 午前7時00分に警報が解除されなかった時は・・・。
→ 自宅待機をし、警報に関する情報に留意し、解除され次第登校できるように準備してください。
- 3, 午前7時00分以降～午前10時00分の間に解除された時は・・・。
→ 速やかに準備をし、安全に心がけて登校してください。
ただし、自宅から外に出ることが危険な状態であったり、公共の交通機関などの乱れで登校できない場合は速やかに学校へ連絡してください。
- 4, 午前10時00分までに解除されなかった場合。
→ 公欠とします。自宅学習してください。